

令和 2 年 7 月 1 7 日（金）  
内閣府民間資金等活用事業推進室

## PPP／PFI 推進アクションプラン（令和 2 年改定版）について

7 月 1 7 日（金）、内閣総理大臣を会長とする民間資金等活用事業推進会議※において、「PPP／PFI 推進アクションプラン（令和 2 年改定版）」を決定しました。

多くの地方公共団体にとって、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気に溢れる地域経済を実現していくことは、喫緊の課題です。

こうした課題に対応するためには、行政と民間が連携した官民連携手法（PPP）を通じて、民間の創意工夫等を活用した地域経済の活性化や行政の効率化を実現していくことが必要であり、特に民間ならではの発想・ノウハウや民間資金を最大限に活用できる PFI 制度を採用することによって、無駄なく効率的で住民の期待に応えた施設整備及びサービス提供を行うことができます。

このため、民間資金等活用事業推進会議において、「PPP／PFI 推進アクションプラン」を平成 28 年に策定し、PPP／PFI の推進に取り組んできたところです。

このたび、PPP／PFI を更に推進すべく、第 16 回民間資金等活用事業推進会議を 7 月 1 7 日（金）に持ち回り形式で開催し、「PPP／PFI 推進アクションプラン（令和 2 年改定版）」を決定しました。

※ PFI に関する重要事項について審議等を行う特別の機関として内閣府に設置。内閣総理大臣を会長とし、全国務大臣を委員として構成。

### <改定のポイント>

- (1) 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等についての明確化に係る検討
- (2) キャッシュフローを生み出しにくいインフラへの PPP／PFI の導入の支援
- (3) BOT 税制の特例措置の拡充に係る検討
- (4) 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
- (5) 資格等の整備に係る検討
- (6) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資する PPP／PFI の推進
- (7) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
- (8) 集中取組方針の各分野の目標の改定

### <本件問合せ先>

内閣府 民間資金等活用事業 (PPP/PFI) 推進室  
井村、町井、内田、坂江  
電話：03-6257-1654（直通）